

## 由布市省エネ家電購入費補助金交付要綱

令和8年4月1日  
由布市告示第72号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格等の物価高騰対策として、エネルギー消費性能に優れた家電製品の導入を推進することにより、物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた二酸化炭素排出量削減を推進するため、予算の範囲内において由布市省エネ家電購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、由布市補助金等の交付に関する規則(平成24年規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電」とは、次の各号に掲げる機器をいう。

- (1) 日本産業規格C9001に基づく省エネルギーラベルの目標年度が2020年度のものうち省エネ基準達成率が100パーセント以上のLED照明器具又は目標年度が2027年度のものうち省エネ基準達成率が100パーセント以上のLED電球
  - (2) 日本産業規格C9001に基づく省エネルギーラベルの目標年度が2027年度のものうち省エネ基準達成率が100パーセント以上のエアコン
  - (3) 日本産業規格C9001に基づく省エネルギーラベルの目標年度が2021年度のものうち省エネ基準達成率が100パーセント以上の電気冷蔵庫
  - (4) 日本産業規格C9001に基づく省エネルギーラベルの目標年度が2025年度のものうち省エネ基準達成率が100パーセント以上のエコキュート、ガス温水機器又は石油温水機器
- 2 この要綱において「買換え」とは、自らが居住する本市の区域内に存する住宅(居住の用に供する部分の床面積の合計が、延床面積の2分の1以上のものに限る。以下同じ。)に現に設置されている照明器具、エアコン、電気冷蔵庫又は温水機器のうち、一の種別の機器1台と引き換えに同種の機器1台を設置するために機器を購入することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助金の申請の時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 本人又は本人と同一の世帯に住所を有する者が、この要綱の規定に基づく補助金の交付の決定を受けていないこと。

(3) 補助金の申請を行おうとするエアコンの購入費用について、由布市高齢者世帯エアコン購入費等補助金交付要綱（令和8年告示第34号）による補助を受けていないこと。

（補助対象家電）

第4条 補助の対象とする省エネ家電（以下「補助対象家電」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 購入日時時点で新品であるもの。
- (2) 第7条第2項に規定する日以後に自らが購入したもの。
- (3) 自らが居住する本市の区域内に存する住宅のうち、居住の用に供する部分に買換えにより設置するもの。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象家電の購入に要した費用とする。ただし、次に掲げる額は除く。

- (1) 配送、附属品の購入等に係る経費
- (2) 既設の機器の処分に係る経費（家電リサイクル料金を含む）
- (3) 保証料
- (4) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (5) 割引券、クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額

（補助金の交付）

第6条 交付する補助金の額は、補助対象経費（補助対象家電を複数購入する場合はその合計額）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、別表に定める額を上限とする。

2 補助金の交付は、同一の世帯につき、一の品目に限るものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、由布市省エネ家電購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写しであって、次に掲げる事項が全て記載されているもの。ただし、当該書類以外の書類のみによって、当該事項のいずれかを確認することができる場合にあっては、併せてその書類を提出しなければならない。

ア 購入日

イ 購入した店舗名又は事業所名

ウ 購入製品名及び型番

エ 購入費用及びその内訳

(2) 補助対象家電の製造者が発行した当該補助対象家電に係る保証書の写し

(3) エアコン又は電気冷蔵庫については、申請に係る買換えに伴う機器の処

理に係る家電リサイクル券排出者控の写し（排出者氏名が本補助金の申請者氏名と同一であり、お問い合わせ番号及び品目の記載があるものに限る。）

(4) 省エネ家電を買換えたことが確認できる設置前後の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請の受付開始日は、市長が別に定める日とする。
- 3 第1項の規定による申請は、同一の世帯につき、1回に限るものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請について、申請のあった日（郵送による申請にあっては、交付申請書が本市に到着した日）ごとの先着順により受け付けるものとし、受け付けた補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えたときは、その受付を停止するものとする。ただし、同日に複数の交付申請があった場合であって、それらの交付申請の全てを受け付けると補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えることとなるときは、当該申請を受け付けた日の申請者の中から抽選により申請の順序を決定するものとする。
- 5 市長は、前項ただし書の規定により抽選を行った場合は、当該抽選の対象となった者に対し、その結果を文書で通知するものとする。
- 6 申請者から提出された書類は、返還しないものとする。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、由布市省エネ家電購入費補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、由布市省エネ家電購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（請求）

第9条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付額の確定後、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの由布市省エネ家電製品等購入費補助金交付請求書（様式第4号）による請求に基づき補助金を交付する。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が不適當であると認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、由布市省エネ家電購入費補助

金交付決定取消通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。  
（協力の要請）

第11条 市長は、補助事業者に対して、補助金に係る省エネ家電の使用状況等に関する調査への協力を求めることができる。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、省エネ家電の設置が完了した日から5年を経過する日までの間は、本補助交付の目的に反して使用、返品、譲渡、交換、売却、貸し付け、又は廃棄等をしてはならない。ただし、天災等による破損等自己の責めに帰すべき事由以外により補助金の交付を受けた機器を処分する場合にあっては、この限りでない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表（第6条関係）

##### 補助金の額

補助対象家電品目	補助率	補助上限額
LED照明器具 （LED電球を含む）	補助対象経費の3分の1	30,000円
エアコン	補助対象経費の3分の1	50,000円
電気冷蔵庫	補助対象経費の3分の1	50,000円
エコキュート ガス温水機器 石油温水機器	補助対象経費の3分の1	100,000円